

令和6年度 第1回 四街道市情報公開・個人情報保護審査会

日 時 令和6年5月24日（金）

午前10時15分から

場 所 四街道市役所 第2委員会室

会 議 次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 総務部長挨拶
- 3 会長の選出
- 4 副会長の選出
- 5 議事
 - ・令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等について（報告）
 - ・個人情報の保護に係る安全管理措置の整備状況について（報告）
- 6 その他

四街道市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

令和6年4月1日現在（敬称略）

| 委員氏名 | 選出区分 | 所属団体・役職等 |
|-------|-------|----------|
| 酒井 正文 | 学識経験者 | 大学名誉教授 |
| 木谷 太郎 | 学識経験者 | 弁護士 |
| 高山 達郎 | 学識経験者 | 行政相談委員 |
| 伊藤 浩子 | 学識経験者 | 元学校長 |
| 荒邦 啓介 | 学識経験者 | 大学准教授 |

令和5年度

情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況等

目次

| | |
|--------------------|-------------|
| ① 情報公開制度の実施状況 | ・・・ 1 p |
| ・ 情報公開請求者内訳 | ・・・ 2 p |
| ・ 非公開理由内訳 | ・・・ 2 p |
| ・ 審査請求処理状況 | ・・・ 2 p |
| ・ 実施機関別決定状況 | ・・・ 3 p |
| ・ 情報公開請求の年度別一覧 | ・・・ 4 p |
| ・ 情報公開請求 一覧表 | ・・・ 5～14 p |
| ② 個人情報保護制度の実施状況 | ・・・ 15 p |
| ・ 保有個人情報開示請求者内訳 | ・・・ 16 p |
| ・ 不開示理由内訳 | ・・・ 16 p |
| ・ 審査請求処理状況 | ・・・ 16 p |
| ・ 実施機関別決定状況 | ・・・ 17 p |
| ・ 保有個人情報開示請求の年度別一覧 | ・・・ 18 p |
| ・ 保有個人情報開示請求 一覧表 | ・・・ 19～25 p |
| ③ 会議等公開状況 | ・・・ 26 p |
| ・ 審議会等の会議の公開制度実施状況 | ・・・ 27～29 p |

令和5年度 情報公開制度の実施状況

令和5年度 情報公開請求者内訳

| | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 延べ人数 | 請求数 | 請求実人数 | 20人 |
| 38人 | 38件 | | |

| 区 分 | 実人数 | 請求数 |
|------------------------------------|-----|-----|
| 市内に住所を有するもの | 7人 | 19件 |
| 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 | 2人 | 3件 |
| 市内に存する事務所または事業所に勤務する者 | | |
| 市内に存する学校に在学する者 | | |
| 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 | 11人 | 16件 |
| 請求権者以外 | | |
| 合 計 | 20人 | 38件 |

令和5年度 非公開理由内訳

| 非 公 開 理 由 | 決 定 数 | |
|-------------------------|-------|--|
| 第1項第1号 個人に関する情報 | 15 | |
| 第1項第2号 法人等に関する情報 | 13 | |
| 第1項第3号 公共の安全と秩序維持に関する情報 | | |
| 第1項第4号 国等との協力関係情報 | | |
| 第1項第5号 審議検討又は協議に関する情報 | 1 | |
| 第1項第6号 事務事業に関する情報 | 16 | |
| 第2項 法令秘情報 | | ※1件につき複数の理由に該当する場合もあるため、必ずしも非公開・部分公開の件数とは一致しない |
| 合 計 | 45 | |

令和5年度 審査請求処理状況

| 処理すべき 件数 | 処理済 | | 取下げ | 処理中 (次年度に 持越し) | 再検討中、 諮問準備中 | 審査会 諮問中 | 裁決準備中 |
|-------------|------|--------------|-----|----------------------|----------------|------------|-------|
| | 新規件数 | 前年度から 持越し | | | | | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和5年度 実施機関別決定状況

| 実施機関名 | 決定 件数 | 公開 | 部分 公開 | 非公開 | 請求 拒否 | 却下 | 取下 |
|-----------------|----------|----|----------|-----|----------|----|----|
| 市長 | 43 | 16 | 16 | 6 | 5 | 0 | 0 |
| 危機管理監 | 0 | | | | | | |
| 経営企画部 | 4 | 1 | | 2 | 1 | | |
| 総務部 | 1 | | 1 | | | | |
| 福祉サービス部 | 4 | 1 | 3 | | | | |
| 健康こども部 | 2 | | 1 | | 1 | | |
| 環境経済部 | 15 | 5 | 7 | 3 | | | |
| 都市部 | 15 | 7 | 4 | 1 | 3 | | |
| 会計課 | 2 | 2 | | | | | |
| 教育委員会 | 6 | 3 | 2 | | | | 1 |
| 選挙管理委員会 | 0 | | | | | | |
| 監査委員 | 0 | | | | | | |
| 農業委員会 | 0 | | | | | | |
| 固定資産評価 審査委員会 | 0 | | | | | | |
| 消防長 | 0 | | | | | | |
| 水道事業管理者 (市長) | 1 | 1 | | | | | |
| 議会 | 1 | | 1 | | | | |
| 合計 | 51 | 20 | 19 | 6 | 5 | 0 | 1 |

※1件の請求につき複数回の決定が行われる場合もあるため、必ずしも請求件数と決定件数は一致しない

情報公開請求の年度別一覧

四街道市

| | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 請求者数(延べ) | 38人 | 37人 | 62人 | 51人 | 32人 | 35人 | 30人 |
| 決定件数 | 51件 | 60件 | 114件 | 96件 | 63件 | 60件 | 45件 |
| 実施機関別内訳 | | | | | | | |
| 市長(水道事業の管理者としての市長を含む) | 41 | 56 | 98 | 85 | 56 | 55 | 40 |
| 教育委員 | 6 | 2 | 7 | 2 | 1 | 4 | 3 |
| 選管 | | | 1 | | | | |
| 監査委員 | | | 3 | | 1 | | |
| 農業委員 | | | | | | | |
| 消防会 | | | | | | | 1 |
| 議会 | 1 | 2 | 5 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| 公開等の内訳 | | | | | | | |
| 公開 | 20 | 24 | 33 | 35 | 28 | 20 | 19 |
| 部分公開 | 19 | 21 | 52 | 39 | 21 | 28 | 14 |
| 非公開 | 6 | 7 | 10 | 3 | 6 | 3 | |
| 請求拒否 | 5 | 7 | 19 | 19 | 8 | 8 | 11 |
| 却下 | | 1 | | | | | |
| 取下 | 1 | | | | | 1 | 1 |
| 非公開理由の内訳 | | | | | | | |
| (個人情報) | 14 | 18 | 37 | 29 | 16 | 13 | 9 |
| (法人情報) | 12 | 20 | 43 | 34 | 15 | 18 | 9 |
| (その他) | 15 | 15 | 17 | 11 | 11 | 9 | 5 |
| 写しの交付枚数 | (1545枚) | (2612枚) | (2458枚) | (2267枚) | (2175枚) | (1899枚) | (1993枚) |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付番号 | 請求年月 | 請求日 | 請求区 | 請求者 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文数 | 費用 | 決定通知日 | 決定内容 | 担当 | 備考 |
|------|---------|-----|-------|--|------|---|------|------|-------------------|---------------|--------------|--|----|
| 1 | R5.4.12 | | 利害関係者 | 開札日 令和5年3月9日 工事名 旭公民館改修工事 金額入り設計書 工事費内訳書 | 1 | 旭公民館改修工事(設計書) | 97枚 | 970円 | R5.4.25 R5.5.1 | 部分公開 | 教育部 社会教育課 | 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) 該当 | |
| 2 | R5.4.19 | | 市内在住 | ①たろやまの郷の借地契約書一式 ②供用開始に係る意思決定文書一式 ③管理運営に関する文書 ④栗山みどりの保全事業開始決定の文書 | 2 | ①たろやまの郷の借地契約書(1契約分) | 4枚 | 40円 | R5.5.9 R5.5.9 | 部分公開 | 都市部 都市計画課 | 第1号(個人情報) 該当 | |
| | | | | | 3 | ②供用開始に係る意思決定文書一式③管理運営に関する文書④栗山みどりの保全事業開始決定の文書 | - | - | R5.5.29 - | 請求拒否 (不存在) | | 延長決定 (5/8→5/31) | |
| | | | | | 4 | ③支払内訳書 | 1枚 | 10円 | R5.5.8 R5.7.5 | 公開 | | 郵送による公開 ※1 通知日から公開日までの日数差は、請求者都合による。 | |
| 3 | R5.4.25 | | 利害関係者 | 外国語指導助手派遣委託に係る企画提案公募(プロポーザル)に係る①企画提案書②採点表(内訳付)③受注業者契約額 | 5 | ②外国語指導助手派遣事業業務委託受託者選定集計表 | 2枚 | 20円 | R5.5.8 R5.7.5 | 部分公開 | 教育部 指導課 | 郵送による公開 第6号(事務事業情報) 該当 ※1 | |
| | | | | | 6 | ①企画提案書 | - | - | R5.6.22 - | 部分公開 | | 延長決定(5/9→6/26) ※郵送による公開を予定していたが、部分公開決定通知送付後に、請求者より7/12付で辞退届届いたため、部分公開は実施せず。 第2号(法人等情報)該当 | |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付番号 | 請求年月 | 請求区 | 請求者 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文枚 | 警費 | 費用 | 決定通知日 | 決定内容 | 担当 | 備考 |
|------|---------|-------|-----|--|------|--|------|--------|----|--------------------|---------------|--------------|-------------------------------|
| 4 | R5.5.16 | 利害関係者 | | 四街道市庁舎整備工事に関する金額入り設計の交付 | 7 | 四街道市庁舎整備工事(金入り設計書) | - | - | - | R5.5.23 | 非公開 | 経営企画部 管財課 | 第6号(事務事業情報) 該当 |
| 5 | R5.5.30 | 利害関係者 | | 令和4年10月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの | 8 | 令和4年10月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの | - | - | - | R5.6.5 | 請求拒否 (不存在) | 都市部 建築課 | 郵送による公開 |
| 6 | R5.6.7 | 利害関係者 | | 四街道市庁舎整備工事金額入り設計 | 9 | 四街道市庁舎整備工事 金入り設計書 | - | - | - | R5.6.13 | 非公開 | 経営企画部 管財課 | 第6号(事務事業情報) 該当 |
| 7 | R5.6.9 | 市内在住 | | 2022年度(R4)の政務活動収支報告書及び領収証 | 10 | 令和4年度政務活動収支報告書(領収書等を含む) | 292枚 | 2,920円 | - | R5.6.23 R5.6.28 | 部分公開 | 議会 議事事務局 | 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 該当 |
| 8 | R5.6.16 | 市内法人 | | 1.R5/3末の金融機関別借入残高 2.R5/3末の金融機関別預金残高 3.R5/3末の基金区分別基金残高 | 11 | 令和5年3月分(令和5年度)例月監査資料 預金明細書 令和5年3月分(令和5年度)例月監査資料 基金(金融機関別) | 2枚 | 20円 | - | R5.6.21 R5.6.27 | 公開 | 会計課 | |
| | | | | | 12 | 借入先別現在高(令和5年3月末) | 1枚 | 10円 | - | R5.6.21 R5.6.27 | 公開 | 経営企画部 財政課 | |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付番号 | 請年月 | 求日区 | 求者分 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文枚 | 書数 | 費用 | 決定通知日 | 決定内容 | 担当 | 備考 |
|------|---------|-----|-------|---|------|---|-----|------|--------------------|-------|-----------------|---|----|
| 9 | R5.6.26 | | 市内在住 | 準備書面(12)・報告●●●● 準備書面(13)・報告▲▲▲▲ 準備書面(11)・報告■●●● 準備書面(17) 準備書面(18) | 13 | 準備書面(12)・報告●●●● 準備書面(13)・報告▲▲▲▲ 準備書面(11)・報告■●●● 準備書面(17) 準備書面(18) | 55枚 | 550円 | R5.7.10 R5.7.13 | 部分公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 該当 | |
| 10 | R5.6.28 | | 利害関係者 | 中央小学校区通学路安全対策工事(金額入り設計書) | 14 | 令和5年度 中央小学校区通学路安全対策工事 工事設計書 | 53枚 | 530円 | R5.7.10 R5.7.19 | 公開 | 都市部 土木課 | 郵送による公開 ※1 通知日から公開日までの日数差は、請求者都合による。 | |
| 11 | R5.6.28 | | 利害関係者 | 通学路安全対策工事(その4)(金額入り設計書) | 15 | 令和5年度 通学路安全対策工事(その4) 工事設計書 | 21枚 | 210円 | R5.7.10 R5.7.19 | 公開 | 都市部 土木課 | 郵送による公開 ※1 通知日から公開日までの日数差は、請求者都合による。 | |
| 12 | R5.6.28 | | 利害関係者 | 交通安全施設整備工事(その2)(金額入り設計書) | 16 | 令和5年度 交通安全施設整備工事(その2) 工事設計書 | 26枚 | 260円 | R5.7.10 R5.7.19 | 公開 | 都市部 土木課 | 郵送による公開 ※1 通知日から公開日までの日数差は、請求者都合による。 | |
| 13 | R5.6.28 | | 利害関係者 | 通学路安全対策工事(その2)(金額入り設計書) | 17 | 令和5年度 通学路安全対策工事(その2) 工事設計書 | 36枚 | 360円 | R5.7.10 R5.7.19 | 公開 | 都市部 土木課 | 郵送による公開 ※1 通知日から公開日までの日数差は、請求者都合による。 | |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付番号 | 請求年月日 | 請求区 | 請求者区分 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文枚数 | 費用 | 決定通知日 公開 | 決定内容 | 担当 | 備考 |
|------|---------|-----|-------|---|------|--|-----|------|----------------------|------|-------------------|--|
| 14 | R5.7.19 | | 利害関係者 | 四街道市公園施設長寿命化計画(街区公園)策定業務委託設計書 金入りの設計書 | 18 | 四街道市公園施設長寿命化計画(街区公園)策定業務委託設計書 | 35枚 | 350円 | R5.7.26 R5.8.1 | 公開 | 都市部 都市計画課 | |
| 15 | R5.10.3 | | 市内在住 | 四街道市準備書面(19) ▲▲▲▲準備書面(12) ■■■■準備書面(7) | 19 | 四街道市準備書面(19) ▲▲▲▲準備書面(12) ■■■■準備書面(7) | 13枚 | 130円 | R5.10.17 R5.10.18 | 部分公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) 該当 |
| 16 | R5.10.5 | | 市内在住 | 重度心身障害者医療費助成の対象外者への誤支給について、権利の放棄を意志決定した市長への稟申業務と添付資料の写し | 20 | 令和4年度12月15日付提案「重度心身障害者医療費助成の対象期間更新取消及び誤って支給された助成金額の取り扱いについて」及びその添付書類 | 6枚 | 60円 | R5.11.14 R5.11.17 | 部分公開 | 福祉サービス部 障害者支援課 | 延長決定 (10/21→12/5) 第1号(個人情報) 第5号(審議検討又は協議情報) 該当 |
| 17 | R5.10.6 | | 市内在住 | 重度心身障害者医療費助成の対象外者への誤支給について、懲戒委員会の審議議事録の写し | 21 | 重度心身障害者医療費助成の対象外者への誤支給について、分限懲戒審査委員会議事録 | - | - | R5.10.20 | 非公開 | 総務部 人事課 | 第6号(事務事業情報) 該当 |
| 18 | R5.10.6 | | 市内在住 | 重度心身障害者医療費助成の対象外者への誤支給について、障害者支援課から人事課に提出した内部統制報告書の写し | 22 | リスク発現報告書、リスク管理シート | 3枚 | 30円 | R5.10.19 R5.10.26 | 公開 | 福祉サービス部 障害者支援課 | ※1 通知日から公開日までの日数差は、請求者都合による。 |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付番号 | 請年月 | 請求区 | 請求者 | 請求者区分 | 内容 | 整理番号 | 文書名 | 文数 | 費用 | 決定日 | 決定内容 | 担当課 | 備考 |
|------|----------|-----|-------|-------|--|------|--|------|--------|----------------------|---------------|-----------------|--|
| 19 | R5.10.12 | | 市内在住 | | 令和元年(ワ)第1810号、第2676号、損害賠償請求事件の第16回、第17回、第18回弁論準備手続準備書面並びに証拠関係の写し | 23 | 乙イ第28号証、乙イ第30号証、乙イ第31号証 | 5枚 | 50円 | R5.10.26 R5.10.26 | 公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | |
| 20 | R5.10.13 | | 利害関係者 | | ①みそら歩道橋の構造に関する図面 ②みそら歩道橋の橋梁点検結果 | 24 | 準備書面(12)・被告●●●●●準備書面(17)、準備書面(11)・被告▲▲▲▲▲準備書面(13)・被告●●●●●、証拠説明書(8)、乙イ第29号証、準備書面(18)、証拠説明書(9)、乙イ第32号証、準備書面(19) | 108枚 | 1,080円 | R5.10.26 R5.10.26 | 部分公開 | | 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) |
| 21 | (欠番) | | - | | | 25 | ①みそら歩道橋の構造に関する図面②平成29年度定期点検業務報告書のうち、みそら歩道橋の点検結果に係る部分、橋梁定期点検及び橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託報告書(橋梁定期点検)のうち、みそら歩道橋の点検結果に係る部分 (欠番) | 200枚 | 2,000円 | R5.10.27 R5.11.1 | 部分公開 | 都市部 土木課 | 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 該当 |
| 22 | R5.10.27 | | 市内法人 | | 1.R5/9末の金融機関別借入残高 2.R5/9末の金融機関別預金残高 3.R5/9末の基金区分別基金残高 | 26 | 令和5年9月分(令和5年度)例月監査資料 預金明細書 令和5年9月分(令和5年度)例月監査資料 基金(金融機関別) | 2枚 | 20円 | R5.11.1 R5.11.6 | 公開 | 会計課 | ※ 受付番号を採番後に請求権がないことが判明したため、不受理とした。 |
| 27 | | | | | | 27 | 借入先別現在高(令和5年9月末) | - | - | R5.11.1 | 請求拒否 (不存在) | 経営企画部 財政課 | |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付番号 | 請年月日 | 請求区 | 請求者 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文書数 | 費用 | 決定通知日 | 決定内容 | 担当 | 備考 |
|------|----------|------|-----|---|------|---|------|--------|----------------------|------|-----------------|---|
| 23 | R5.10.31 | 市内在住 | | 令和元年(ワ)第1810号、第2676号、損害賠償請求事件の令和5年10月20日第19回弁論準備手続の準備書面並びに証拠関係の写し | 28 | 準備書面(12)被告●●、準備書面(7)、被告準備書面(4) | 13枚 | 130円 | R5.11.10 R5.11.14 | 部分公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 該当 |
| | | | | | 29 | 乙イ第33号証 | 4枚 | 40円 | R5.12.15 R5.12.15 | 公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | 延長決定 (11/10→1/4) |
| | | | | | 30 | 準備書面(15)・被告●●●●● 証拠説明書(10)、準備書面(20)、証拠説明書13 | 30枚 | 300円 | R5.12.15 R5.12.15 | 部分公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | 延長決定 (11/10→1/4) 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) 該当 |
| | | | | | 31 | 甲第141号証、甲第142号証の1、甲第142号証の2、甲第142号証の3の1、甲第142号証の3の2、甲第142号証の3の3、甲第142号証の3の4、甲第143号証の1、甲第143号証の2、甲第144号証の1、甲第144号証の2 | - | - | R5.12.15 - | 非公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | 延長決定 (11/10→1/4) 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) 該当 |
| 24 | R5.10.31 | 市内在住 | | 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に關する「申請の手引き」(言岡 残土埋立着工時のもの) | 32 | 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例における「申請の手引き」(平成27年10月改訂版) | 154枚 | 1,540円 | R5.11.13 R5.11.14 | 公開 | 環境経済部 環境政策課 | |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付 番号 | 請 年 月 日 | 請 求 日 区 | 請 求 者 分 | 請 求 内 容 | 整 理 番 号 | 文 書 件 名 | 文 枚 数 | 費 用 | 決 定 通 知 日 | 決 定 内 容 | 担 当 課 | 備 考 |
|----------|------------------|------------------|------------------|--|------------------|---|-------------|--------|-----------------------|------------------|-------------------|--|
| 30 | R5.11.14 | | 利害関係者 | 令和5年度 受水槽・高架水 槽清掃業務委託(小、中学校) 金入設計書 | 38 | 令和5年度 受水槽・高架水 槽清掃業務委託(小、中学校) 金入設計書 | 8枚 | 80円 | R5.11.20 R5.11.24 | 部分公開 | 教育部 教育総務課 | 郵送による公開 第6号(事務事業情報) 該当 |
| 31 | R5.12.22 | 市内在住 | | ●●●●準備書面(15)、証 拠説明書(10)、四街道市第 20準備書面、証拠説明書 (13)証拠書類 | 39 | 乙イ第33号証 | 4枚 | 40円 | R6.1.5 R6.1.5 | 公開 | | |
| | | | | | 40 | 準備書面(15)・被告●●●● 証拠説明書(10)、第20準備 書面、証拠説明書13 | 30枚 | 300円 | R6.1.5 R6.1.5 | 部分公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) 該当 |
| 32 | R5.12.22 | 市内在住 | | 四街道市環達第5号措置命令 書 | 41 | 甲第141号証、甲第142号証 の1、甲第142号証の2、甲第 142号証の3の1、甲第142号 証の3の2、甲第142号証の3の 3、甲第142号証の3の4、甲 第143号証の1、甲第143号 証の2、甲第144号証の1、甲 第144号証の2 | - | - | R6.1.5 | 非公開 | | 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) 該当 |
| | | | | | 42 | 令和5年12月8日付け四街道 市環達第5号措置命令書 | 7枚 | 70円 | R6.1.5 R6.1.5 | 公開 | 環境経済部 環境政策課 | |
| 33 | R6.1.15 | | 利害関係者 | 第一福祉作業所撤去工事金 入り設計書 | 43 | 第一福祉作業所撤去工事設 計書(金額入り) | 40枚 | 400円 | R6.1.26 R6.2.1 | 部分公開 | 福祉サービス部 障害者支援課 | 郵送による公開 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) 該当 |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付番号 | 請求年月 | 請求区 | 請求者 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文数 | 費用 | 決定日 | 決定内容 | 担当 | 備考 |
|------|---------|-------|-------|---|------|--|-----|------|--------------------|------|-----------------|---|
| 34 | R6.2.13 | 利害関係者 | 利害関係者 | R5.11.21市営菅橋台住宅A棟外壁等改修工事設計金額の入り内訳書 | 44 | 市営菅橋台住宅A棟外壁等改修工事設計内訳書 | - | - | R6.2.16 | 非公開 | 都市部建築課 | 郵送による 第6号(事務事業情報) 該当 |
| 35 | R6.2.21 | 利害関係者 | 利害関係者 | 物井1号線交通安全施設整備工事(令和6年2月13日開札)の金額入り設計書 | 45 | 令和5年度 物井1号線交通安全施設整備工事 工事設計書 | 27枚 | 270円 | R6.2.26 R6.3.13 | 公開 | 都市部土木課 | 郵送による公開 ※通知日から公開日までの日数差は、請求者都合による。 |
| 36 | R6.3.14 | 市内在住 | 市内在住 | 令和元年(ワ)第1810号、第2676号損害賠償請求事件の令和5年10月20日第19回、令和5年12月5日第20回、令和6年2月22日第21回、令和6年3月8日第22回弁論準備手続の準備書面並びに証拠関係の写し(含む、陳述書) ※既済分の準備書面(12)、同(7)、同(15)、証拠説明書(10)、乙イ第33号証、被告準備書面(4)、第20準備書面、別紙1から4、証拠説明書13、甲第141号証、甲第142号証の1、同の2、同の3の1、同の3の2、同の3の3、同の3の4、甲第143号証の1、同の2、甲第144号証の1、同の2は除く | 46 | 準備書面(13)、被告準備書面(5)、準備書面(8)、準備書面(21)、証拠説明書2、乙イ第9号証、証拠申出書(●)、乙イ第9号証、証拠説明書(●)、乙イ第9号証、証拠申出書(▲)、第34号証、証拠申出書(■)、証拠説明書(市)、甲第145号証、証拠申請書(◆)、乙イ第5号証、証拠説明書3、証拠申出書(市) | 80枚 | 800円 | R6.5.13 R6.5.15 | 部分公開 | 環境経済部 廃棄物対策課 | 延長決定 (3/28→5/13) 第1号(個人情報) 第2号(法人等情報) 第6号(事務事業情報) 該当 |
| | | | | | 47 | 甲第146号証、甲第147号証 | - | - | R6.5.13 | 非公開 | | 延長決定 (3/28→5/13) 第6号(事務事業情報) |

令和5年度 四街道市【情報公開請求】 一覧表

| 受付番号 | 請求年月日 | 請求区 | 請求者 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文枚数 | 費用 | 決定通知日 公開 | 決定内容 | 担当 | 備考 | |
|------|---------|------|-----|---|------|--|------|--------|--------------------|---------------|-----------------|----------------------------|--|
| 37 | R6.3.19 | 市内在住 | | 予防接種健康被害救済制度(新型コロナワクチン)申請状況 対象項目:年齢・性別・接種日 発症日(死亡日)、症状、ロット番号、診断結果など 対象期間:2021年1月から2024年1月まで | 48 | 被接種者経過概要 | 4枚 | 40円 | R6.3.28 R6.4.4 | 部分公開 | | 郵送による公開 第1号(個人情報) 該当 | |
| | | | | | 49 | 予防接種健康被害救済制度(新型コロナワクチン)申請状況のうち、認定に係る審査結果通知 | - | - | R6.3.28 | 請求拒否 (不存在) | 健康こども部 健康増進課 | 郵送による公開 | |
| 38 | R6.3.26 | 市内在住 | | 3・3・1号山梨臼井線第2工区平成17年度に実施した概略設計の写し | 50 | 3・3・1号山梨臼井線道路予備設計委託 | | | | | 都市部 市街地整備課 | 延長決定 (4/11→5/27) | |
| 39 | R6.3.29 | 市内在住 | | 東関東自動車高速道路を橋梁で上部を横断している道路が9ヶ所あり、その橋梁の点検記録・修理記録の写し(平成28年、令和3年)及び令和8年の予定 1971年に製作された橋梁の据付仕様書の耐震設計並びに適用した道路橋示方書の耐震設計記載の写し | 51 | 平成28年度東関東自動車道と交差する富士見橋他8橋の橋梁点検委託報告書のうち、点検調書 ・令和3年度定期点検業務報告書のうち、対象橋梁の点検調書 ・橋梁長寿命化修繕計画策定業務報告書のうち、業務概要 ・橋梁定期点検及び橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託報告書(橋梁長寿命化修繕計画編)のうち、基本条件 | 148枚 | 1,480円 | R6.4.12 R6.4.19 | 公開 | | 都市部 土木課 | |
| | | | | | 52 | ・令和8年度の予定 ・1971年製作据付仕様書の耐震設計並びに道路橋示方書の耐震設計 | - | - | R6.4.19 | 請求拒否 (不存在) | | | |

令和5年度 個人情報保護制度の実施状況

令和5年度 保有個人情報開示請求者内訳

| 延べ人数 | 請求数 | | |
|------|-----|-------|-----|
| 15人 | 15件 | 請求実人数 | 11人 |

| 区分 | | 実人数 | 請求数 |
|------|---------------|-----|-----|
| 本人 | | 8人 | 10件 |
| 本人以外 | 未成年者の親権者又は後見人 | 1人 | 1件 |
| | 成年後見人 | | |
| | 任意代理人 | 3人 | 3件 |
| | その他 | 1人 | 1件 |
| 合計 | | 13人 | 15件 |

※「本人」と「未成年者の親権者」及び「任意代理人」に重複する請求者が2名有り

令和5年度 不開示理由内訳

| 不開示理由 | 決定数 |
|---------------------------------|-----|
| 第1号 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 | 0 |
| 第2号 開示請求者以外の個人に関する情報 | 8 |
| 第3号 法人等に関する情報 | 0 |
| 第4号 国の安全等に関する情報 | 0 |
| 第5号 公共の安全等に関する情報 | 0 |
| 第6号 審議、検討等に関する情報 | 0 |
| 第7号 事務又は事業に関する情報 | 6 |
| 合計 | 14 |

※1件につき複数の理由に該当する場合もあるため、必ずしも不開示・部分開示の件数とは一致しない

令和5年度 審査請求処理状況

| 処理すべき件数 | 処理済 | | 取下げ | 処理中 (次年度に持越し) | | | |
|---------|------|----------|-----|------------------|------------|-------|---|
| | 新規件数 | 前年度から持越し | | 再検討中、 諮問準備中 | 審査会 諮問中 | 裁決準備中 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

令和5年度 実施機関別決定状況

| 実施機関名 | 決定 件数 | 全部 開示 | 部分 開示 | 不開示 | 存否 応答拒否 | 不存在 | 訂正 | 部分 訂正 | 不訂正 | 利用 停止 | 部分利用 停止 | 不利用 停止 | 却下 | 取下 |
|-----------------|----------|----------|----------|-----|------------|-----|----|----------|-----|----------|------------|-----------|----|----|
| 市長 | 21 | 9 | 6 | 1 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 危機管理監 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 経営企画部 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 総務部 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉サービス部 | 16 | 8 | 2 | 1 | | 5 | | | | | | | | |
| 健康こども部 | 4 | | 4 | | | | | | | | | | | |
| 環境経済部 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 都市部 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 会計課 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会 | 6 | 1 | | | | 5 | | | | | | | | |
| 選挙管理委員会 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 監査委員 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 農業委員会 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産評価 審査委員会 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 消防長 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 水道事業管理者 (市長) | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 議会 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 29 | 11 | 7 | 1 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※1件の請求につき複数の決定が行われる場合もあるため、
必ずしも請求件数と決定件数は一致しない

保有個人情報開示請求の年度別一覧

| | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|---|--------|--------|--------------|-------------|--------|--------|--------|
| 請求者数(延べ) | 15人 | 20人 | 24人 | 14人 | 22人 | 18人 | 17人 |
| 決定件数 | 29件 | 21件 | 29件 | 14件 | 22件 | 24件 | 17件 |
| 実施機関別内訳 市長 水道事業の 管理者としての 市長を含む) | 17 | 21 | 26 | 13 | 22 | 24 | 17 |
| 教育委員 | 6 | | 3 | | | | |
| 選挙 | | | | | | | |
| 監査委員 | | | | | | | |
| 農業委員 | | | | | | | |
| 消防 | 2 | | | 1 | | | |
| 議会 | | | | | | | |
| 開示等の内訳 | | | | | | | |
| 全部開示 | 11 | 10 | 5 | 5 | 8 | 13 | 12 |
| 部分開示 | 7 | 3 | 15 | 8 | 7 | 1 | 4 |
| 不開示 | 1 | | | | | 1 | |
| 存在拒否 | | | | | | | |
| 不在 | 10 | 4 | 7 | 1 | 7 | 7 | 1 |
| 却下 | 1 | 1 | | | | | |
| 取 | | 3 | 2 | | | 2 | |
| 不開示理由の内訳 (個人情報) (事務・事業情報) (その他) | 8 6 | 3 1 | 12 3 9 | 7 2 1 | 7 1 | 1 | 3 1 |
| 写しの交付枚数 | (151枚) | (27枚) | (157枚) | (71枚) | (81枚) | (31枚) | (56枚) |

令和5年度 四街道市【自己情報開示請求】 一覧表

| 受付 番号 | 請 月 年 | 求 日 区 | 求 者 分 | 請 求 内 容 | 整 理 号 | 文 書 件 名 | 文 書 枚 数 | 費 用 | 決 定 通 知 日 日 開 | 決 定 内 容 | 担 当 課 | 備 考 |
|----------|-------------|-------------|-------------------------|--|-------------|--|------------------|--------|---------------------------------|------------------|----------------------|---|
| 1 | R5.4.3 | | 任意代理人 (未成年者の 親権者) | 子育て支援課、社会福祉課、障 害者支援課、青少年育成セン ターが保有する●●●●●●●●に 関して第三者とやり取りをした記録 (協議、相談、記録等)2015年10 月1日から2021年3月31日まで | 1 | 子育て支援課、社会福祉課、障 害者支援課、青少年育成セン ターが保有する●●●●●●●●に 関して第三者とやり取りをした記録 (協議、相談、記録等)2015年10 月1日から2021年3月31日まで | - | - | R5.4.17 - | 不開示 (不存在) | 福祉サービス部 社会福祉課 | |
| | | | | | 2 | ●●●●●●●●に関する経過記録 | 2枚 | 20円 | R5.5.17 R5.5.25 | 開示 (全部) | 福祉サービス部 障害者支援課 | |
| | | | | | 3 | 子育て支援課、社会福祉課、障 害者支援課、青少年育成セン ターが保有する●●●●●●●●に 関して第三者とやり取りをした記録 (協議、相談、記録等)2015年10 月1日から2021年3月31日まで | - | - | R5.4.13 - | 不開示 (不存在) | 教育部 青少年育成 センター | |
| | | | | | 4 | ●●●●●●●●に関する受付・調査・ 支援等記録 | 22枚 | 220円 | R5.6.2 R5.6.20 | 開示 (部分) | 健康こども部 子育て支援課 | 延長決定 (4/17→6/2) 第2号(第三者情報) 第7号(事務事業) 該当 |

令和5年度 四街道市【自己情報開示請求】一覧表

| 受付番号 | 請求年 | 請求月 | 請求日 | 請求区 | 請求者 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文書枚数 | 費用 | 決定通知日 | 決定内容 | 担当課 | 備考 |
|------|---------|-----|-----|----------------|--|------|--|------|------|--------------------|------------|-------------------|---------------------------------|----|
| 5 | R5.6.20 | | | 本人 | 2000年4月1日から2006年3月31日までの期間に、現在の子育て支援課に当たたる課の訪問員よつて行われた自宅に何かを投げ込んだり、窓の格子を激しくゆらしたりした件についての記録 | 11 | ●●●●に関するケース記録の内、児童家庭課相談員が行った不適切な行為に関するもの | 4枚 | 40円 | R5.7.4 R5.7.6 | 開示 (部分) | 健康子ども部 子育て支援課 | 第2号(第三者情報) 第7号(事務事業情報) 該当 | |
| 6 | R5.7.4 | | | 任意代理人 (配偶者) | 令和5年4月11日の介護認定審査で使用した介護保険主治医意見書の写し | 12 | ●●●●氏に係る介護保険主治医見書(令和5年3月28日記入) | 2枚 | 20円 | R5.7.14 R5.7.19 | 開示 (全部) | 福祉サービス部 高齢者支援課 | | |

令和5年度 四街道市【自己情報開示請求】一覧表

| 受付番号 | 請求年月 | 請求区 | 請求者区分 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文書枚数 | 費用 | 決定通知日 | 決定内容 | 担当課 | 備考 |
|------|--------|-----|-------|---|------|------|------|------|------------------|--------------|-------------------|---|
| 7 | R5.7.6 | | 本人 | 子育て支援課、社会福祉課、障害者支援課、青少年育成センター、指導課、四街道中学校、四街道小学校が保有する●●●とやり取りをした記録(協議、相談、記録、経過等)情報一切すべて2000年4月1日から2023年3月31日まで(第三者とやり取りをした記録を含む) | 13 | | - | - | R5.7.19 | 不開示 (不存在) | 福祉サービス部 社会福祉課 | |
| | | | | | 14 | | - | - | R5.7.20 | 不開示 (不存在) | 福祉サービス部 障害者支援課 | |
| | | | | | 15 | | - | - | R5.7.19 | 不開示 (不存在) | 教育部 青少年育成センター | |
| | | | | | 16 | | - | - | R5.7.20 | 不開示 (不存在) | 教育部 指導課 | |
| | | | | | 17 | | 44枚 | 440円 | R5.9.4 R5.9.7 | 開示 (部分) | 健康こども部 子育て支援課 | 期限特例延長決定 (7/20→9/4) 第2号(第三者情報) 第7号(事務事業情報) 該当 |

令和5年度 四街道市【自己情報開示請求】一覧表

| 受付番号 | 請求年月日 | 請求区 | 請求者 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文書枚数 | 費用 | 決定通知日 | 決定内容 | 担当課 | 備考 |
|------|----------|-------|-------|--|------|--|------|------|---------------------|--------|-------------------|---------------------------------------|
| 8 | R5.7.19 | 本人 | 本人 | 令和5年3月10日受付の要望に関する書類 | 18 | 令和5年3月10日受付報告及び現地確認報告(受付番号No.1033) | 5枚 | 50円 | R5.7.28 R5.8.10 | 開示(全部) | 都市部土木課 | |
| 9 | R5.7.19 | 任意代理人 | 任意代理人 | 令和2年7月19日(株)が教急搬送された際のすべての記録 | 19 | 令和2年7月19日(株)が教急搬送された際に作成された「傷病者取巻証」「教急出勤報告書」「教急救命処置録」「消防活動出勤報告書」 | 6枚 | 60円 | R5.7.31 R5.8.7 | 開示(部分) | 消防本部 警防課 | 第2号(第三者情報)該当 |
| 10 | R5.7.19 | 本人 | 本人 | 四街道中学校(指導課含む)が保有する(株)に関して第三者(四街道市の別部署を含む)とやり取りをした記録 2014年から2023年3月31日まで | 20 | 「出席奨励簿」「青少年育成センター出欠状況一覧表」「青少年育成センター及び学校教員相談室相談連絡票」「個別支援会議次第」「個別の指導計画・通知票」「個別の教育支援計画」 | 35枚 | 350円 | R5.8.2 R5.8.4 | 開示(全部) | 教養部 指導課 | |
| 11 | R5.10.26 | 本人 | 本人 | (株)死亡届 入所していた施設から千葉県へ提出されたものの(株)(株)(株)(株)(株) | 21 | 事故報告書(株)(株)(株)(株)(株)から千葉県へ提出されたものの写し | 2枚 | 20円 | R5.12.6 R5.12.11 | 開示(部分) | 福祉サービス部 障害者支援課 | 延長決定 (延長後の期限12/25) 第2号(第三者情報)該当 |

令和5年度 四街道市【自己情報開示請求】一覧表

| 受付番号 | 請求年月 | 請求区 | 請求者区分 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文書枚数 | 費用 | 開示日 | 決定内容 | 担当課 | 備考 |
|------|---------|-----|-------|--|------|---|-------|-------|------------------|-------------|------------------|---|
| 12 | R6.1.11 | | 本人 | 令和2年1月1日より令和5年12月31日までの期間における申請者の生活保護にかかるとの文書等 | 22 | 令和6年1月11日付けで開示請求がされた行政文書のうち、資産申告書、収入申告書、求職活動状況申告書 | (未決定) | (未決定) | R6.3.11 (未決定) | 開示 (全部) | | 期限特例延長決定 (延長後の期限3/11) |
| | | | | | 23 | 令和6年1月11日付けで開示請求がされた行政文書のうち、医療要否意見書、診療報酬明細書、患者病状調査票、生活保護法第50条第2項及び指定医療機関医療担当規程第7条に基づく証明書、保護費用返還義務について、費用返還決定通知書、生活保護法第27条による指導及び指示について、聴聞通知書及び生活保護法による収入を申告する義務について、生活歴、保護申請書、誓約書、同意書、訪問連絡票 | (未決定) | (未決定) | R6.5.10 (未決定) | 開示 (全部) | 福祉サービス部 社会福祉課 | 期限特例延長決定 (延長後の期限5/10) |
| | | | | | 24 | 令和6年1月11日付けで開示請求がされた行政文書のうち、面接記録票、保護台帳、保護決定調書、保護費支給台帳、ケース記録票、ケース診断会議議事録、保護申請書受理簿、医療券交付処理簿、生活保護法第29条の規定による調査の嘱託を行った際の調査回答書、保護変更申請書、親等表 | (未決定) | (未決定) | R6.5.10 (未決定) | 開示 (部分) | | 期限特例延長決定 (延長後の期限5/10) 第2号(第三者情報) 第7号(事務事業情報) 該当 |
| | | | | | 25 | 令和6年1月11日付けで開示請求がされた行政文書のうち、戸籍全部事項証明書、改正原戸籍謄本及び附票の写し | - | - | R6.5.10 (未決定) | 不開示 (全部) | | 期限特例延長決定 (延長後の期限5/10) 第2号(第三者情報) 第7号(事務事業情報) 該当 |

令和5年度 四街道市【自己情報開示請求】一覧表

| 受付番号 | 請求年月 | 請求区 | 請求者 | 請求内容 | 整理番号 | 文書件名 | 文書枚数 | 費用 | 決定開示日 | 決定内容 | 担当課 | 備考 |
|------|---------|-------|---|------|------|---|-------|-------|--------------------|--------------|-------------------|--------------------------|
| | | | | | 26 | 令和6年1月11日付けで開示請求がされた行政文書のうち、生活指導記録表、受付表、ケース番号索引簿、ケース番号登録簿、介護券交付処理簿、診断命給書、検診書、検診料請求書、給付要否意見書、レセプト管理記録、扶養義務の履行について照会を行った際の回答書、給与証明書、生業計画書、辞退届、就業状況明細報告書 | - | - | R6.5.10 (未決定) | 不開示 (不存在) | | |
| 13 | R6.1.19 | 法定代理人 | 介護保険主治医意見書(平成30年11月27日) | | 27 | 介護保険主治医意見書(平成30年11月27日) | 2枚 | 20円 | R6.1.25 R6.1.31 | 開示 (全部) | 福祉サービス部 高齢者支援課 | |
| 14 | R6.1.30 | 任意代理人 | 令和2年1月1日より令和5年12月31日までの期間において本人の生活保護にかかると一切の文書等 | | 28 | 令和6年1月30日付けで開示請求がされた行政文書のうち、資産申告書、収入申告書 | (未決定) | (未決定) | R6.4.1 (未決定) | 開示 (全部) | 福祉サービス部 社会福祉課 | 期限特例延長決定 (延長後の期限4/1) |
| | | | | | 29 | 令和6年1月30日付けで開示請求がされた行政文書のうち、資産申告書の | (未決定) | (未決定) | (未決定) (未決定) | (未決定) | 福祉サービス部 社会福祉課 | 期限特例延長決定 (延長後の期限5/29) |
| 15 | R6.2.14 | 本人 | 令和5年1月20日救急出動報告書 | | 30 | 令和5年1月20日に●●●●が救急搬送された際に作成された「救急出動報告書」 | 2枚 | 20円 | R6.2.22 R6.2.26 | 開示 (全部) | 消防本部 警防課 | |

令和5年度 会議等公開状況

審議会等の会議の公開制度実施状況

| | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|-------------|--|---|--|
| 会議開催回数 | 225回 | 222回 | 186回 |
| 公開等の内訳 | | | |
| 公開 | 82回 | 58回 | 37回 |
| 一部公開 | 2回 | 1回 | 2回 |
| 非公開 | 141回 | 163回 | 147回 |
| | | | ※うち32回は 書面開催 |
| | 主なもの 介護認定審査95回 | 主なもの 介護認定審査98回 | 主なもの 介護認定審査96回 |
| 傍聴者来訪回数 | 26回 | 18回 | 9回 |
| 延べ傍聴者数 | 76人 | 35人 | 18人 |
| ※内訳 (略称) | <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業及び下水道事業運営審議会 16人 ・障害者自立支援協議会 4人 ・総合計画審議会 2人 ・都市計画マスタープラン策定委員会 1人 ・クリーンセンター運営協議会 1人 ・環境審議会 1人 ・教育振興基本計画策定委員会 9人 ・防災会議 1人 ・地域包括支援センター運営等協議会 3人 ・みんなで地域づくり推進委員会 28人 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道事業及び下水道事業運営審議会 3人 ・障害者自立支援協議会 4人 ・総合計画審議会 4人 ・特別支援連携協議会 1人 ・行財政改革審議会 2人 ・安全で安心なまちづくり協議会 1人 ・子ども・子育て会議 5人 ・地域包括支援センター運営等協議会 3人 ・教育振興基本計画策定委員会 2人 ・環境審議会 1人 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会 5人 ・市民参加推進評価委員会 2人 ・行財政改革審議会 2人 ・みんなで地域づくり推進委員会 2人 ・子ども・子育て会議 2人 ・地域包括支援センター運営等協議会 2人 ・みどりの基本計画推進委員会 2人 ・ごみ処理対策委員会 1人 |

| | | | |
|----------|---|---|----|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館協議会 1人 ・保健福祉審議会 3人 ・保健福祉審議会高 齢者部会 3人 ・保健福祉審議会健 康づくり部会 3人 | <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで地域づく り推進委員会 5人 ・市立中央小学校学 校運営協議会 2人 ・保健福祉審議会 2人 | |
| 審議会等の登録数 | 62 | 62 | 62 |

| | |
|--|---|
| 非公開・一部公開の 審議会等 令和5年度 合計19審議会等 | (非公開) 四街道市介護認定審査会 四街道市介護給付費等の支給に関する審査会 四街道市特別支援教育専門家チーム会議 四街道市いじめ対策調査会 四街道市いじめ問題対策連絡協議会 四街道市教育支援委員会 四街道市入札監視委員会 四街道市中央小学校運営協議会 四街道市予防接種健康被害調査委員会 四街道市農業経営基盤強化促進協議会 四街道市みんなで地域づくり推進委員会 四街道市いじめ対策協議会 四街道市福祉有償運送運営協議会 四街道市老人ホーム入所判定委員会 四街道市指定管理者選定評価委員会 (福祉) 四街道市指定管理者選定評価委員会 (スポ・都市) 四街道市指定管理者選定評価委員会 (文化・コミュ) 四街道市防災会議 (一部公開) 四街道市都市計画マスタープラン策定委員会 四街道市みんなで地域づくり推進委員会 |
|--|---|

※令和5年度に非公開とされた会議の中には、本来非公開とされる内容でないものも含まれていますが、書面開催を行ったことにより会議の傍聴が不可能であったため、非公開の区分としております。

書面開催を行った会議のうち、会議の内容が非公開に当たらないものについては、後日、会議資料等を情報公開室及び市ホームページで公開しています。

個人情報の保護に係る安全管理措置の整備状況について(報告)

1. 四街道市保有個人情報保護管理規程(内部規定)の改正(施行済)

別添のとおり令和5年度末に改正を行い、令和6年4月1日から施行済です。

本規程に基づき、令和6年度から個人情報の管理について、職員の研修計画の策定、各所属における自己検査、市としての内部監査等の実施を予定しています。

2. マニュアルの整備

改正後の四街道市保有個人情報保護管理規程の内容を踏まえ、個人情報の管理体制に係る職員向けのマニュアルを整備中です。

3. 個人情報の取扱いに係る自己検査、内部監査体制の整備

個人情報の取扱いに係る各所属の自己検査及び市としての内部監査を行うため、書式の作成や監査の方法、スケジュール等について検討中です。

4. 個人情報の取扱いに係る研修計画の策定

個人情報の適切な取扱いについて職員に周知を図るために行う研修について、研修計画の策定を予定しています。

四街道市保有個人情報保護管理規程 改正の概要 (R6年3月)

<全体概要>

個人情報保護委員会が示す安全管理措置の基準である「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」及び「特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等編)」を参考としつつ、本市に適した内容となるよう改正を行う。

主な改正点としては、安全管理措置についてできる限り具体例を伴った丁寧な規定に変更し、他方、情報システムに関する安全管理措置については、四街道市情報セキュリティポリシーに準ずる規定とすることで、重複する部分の多い両制度の整合性を維持しやすくする。

<個別規定の改正点概要>

第1条 (趣旨) 根拠条例を追加

本規程が根拠とする法令に「四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例(個人情報保護法施行条例)」及び「四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(番号法施行条例)」を追加する。

第3条 (総括個人情報保護管理者) 副市長に変更

本市における個人情報保護管理の最上位者として設置する「総括個人情報保護管理者」を総務部長から副市長に変更する。

(全庁的な個人情報管理を総括するにあたり、特定の部の部長より、副市長の方が各部横断的な指揮命令を行いやすいこと、個人情報保護委員会による立入検査・実地調査が行われる際、個人情報保護委員会が想定する「ハイレベルのリスクコミュニケーション」の相手方として、副市町村長が挙げられていることが変更理由)

第7条 (特定個人情報保護事務取扱担当者) 新設

課等における特定個人情報に関する事務の取扱いを担当する職員として、「特定個人情報保護事務取扱担当者」を規定する。

(特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)において「個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で、特定個人情報等を取り扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)を明確にしておく必要がある。」とされており、これまでは運用で対応していたが、規程の中に明記する)

第 11 条 (教育研修) 研修計画に関する規定を追加

教育研修に関する規定の中に、保有個人情報に関する研修計画の策定に関する規定を追加する。

(特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)において「研修の計画をあらかじめ策定し、これに沿ったものとする。」とされており、特定個人情報以外の保有個人情報については明示されていないものの、今後同様の対応を求められることが想定されるため、規程の中に明記する)

第 14 条 (入力情報の照合等) 削除

情報システムに関する安全管理については別章に規定するため、本条は削除する。

第 16 条 (媒体の管理) 具体的な管理方法を追加

保有個人情報が記録されている媒体の管理について、耐火金庫への保管や保管場所の施錠、持ち出し時の搬送容器やパスワード等の具体的な管理方法を規定する。

第 17 条 (誤送信等の防止) 誤送信等を防止するための措置に関する規定を新設

保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するための措置について規定する。

第 18 条 (廃棄等) 委託の場合の廃棄方法を追加

保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合の対応方法について規定する。

第 20 条 (外的環境の把握) 保有個人情報が外国で取り扱われる場合の規定を追加

保有個人情報が外国において取り扱われる場合(クラウドのサーバーが外国にある場合など)の留意事項について規定する。

第 26 条 (安全の確保等) 情報システムの安全確保をセキュリティポリシーに準ずる

保有個人情報を取り扱う情報システムにおける安全の確保等について、詳細に規定せず四街道市情報セキュリティポリシーに準ずる規定に変更する。

第 27 条 (情報システム室等の安全管理) 情報システム室等の安全管理をセキュリティポリシーに準ずる

保有個人情報を取り扱う情報システム室等の安全管理について、詳細に規定せず四街道市情報セキュリティポリシーに準ずる規定に変更する。

第28条 (保有個人情報等の提供) 提供時の個人情報置き換え措置等を追加

保有個人情報を提供する場合、必要に応じて特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる旨の規定を追加する。

第29条 (業務の委託等) 業務委託時の措置の一部変更

(本文) 契約前の確認事項として、保有個人情報に特定個人情報が含まれる場合、番号法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かを追加し、書面での確認について「あらかじめ」行うこととする。

第1項各号に記載する契約書に明記すべき事項について、下記のとおり変更する。

(第1項第1号) 利用目的以外の目的のための個人情報の利用を禁止する規定の追加

(第1項第4号) 個人情報の安全管理措置に関する事項の追加

(第1項第7号) 法令及び契約に違反した場合の契約解除に加え、
損害賠償責任についても追加

(第1項第8号) 契約内容の遵守状況についての報告及び監査等に関する事項の追加

(第2項～第5項) 現行は個人番号利用事務等を委託する場合にとるべき措置について規定しているところ、保有個人情報全般の取扱いを委託する場合も含める規定に拡大し、措置の内容についてもより具体化する。

第8章 サイバーセキュリティの確保

第30条 (サイバーセキュリティに関する対策の基準等) 新設

単独の章として新規追加し、保有個人情報の取扱い等については、サイバーセキュリティ基本法に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準、及び四街道市情報セキュリティポリシー等を参考として、サイバーセキュリティの水準を確保する旨を規定する。

第32条 (公表等) 表現の微修正及び個人情報保護委員会への情報提供等の追加

保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に市長がとるべき措置について、表現を微修正するとともに個人情報保護委員会への情報提供等についての規定を追加する。

第33条 (法に基づく報告及び通知) 新設

漏えい等が生じた場合の個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会への報告及び本人への通知等について規定。

(その他)

- ・上記の各改正に伴う章ずれ、条ずれ等の改正を行う。
- ・令和6年度の組織変更に伴い、部課名等の改正を行う。

四街道市保有個人情報保護管理規程新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>目次</p> | <p>目次</p> |
| <p>第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)</p> | <p>第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)</p> |
| <p>第 2 章 管理体制 (第 3 条—第 10 条)</p> | <p>第 2 章 管理体制 (第 3 条—第 9 条)</p> |
| <p>第 3 章 教育研修 (第 11 条)</p> | <p>第 3 章 教育研修 (第 10 条)</p> |
| <p>第 4 章 職員の責務 (第 12 条)</p> | <p>第 4 章 職員の責務 (第 11 条)</p> |
| <p>第 5 章 保有個人情報の取扱い (第 13 条—第 25 条)</p> | <p>第 5 章 保有個人情報の取扱い (第 12 条—第 23 条)</p> |
| <p>第 6 章 保有個人情報を取り扱う情報システム等における安全の確保等 (第 26 条・第 27 条)</p> | <p>第 6 章 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける安全の確保等 (第 24 条・第 25 条)</p> |
| <p>第 7 章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等 (第 28 条・第 29 条)</p> | <p>第 7 章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等 (第 26 条・第 27 条)</p> |
| <p>第 8 章 サイバーセキュリティの確保 (第 30 条)</p> | <p>第 8 章 安全確保上の問題への対応 (第 28 条・第 29 条)</p> |
| <p>第 9 章 安全確保上の問題への対応 (第 31 条—第 33 条)</p> | <p>第 9 章 監査及び点検の実施 (第 30 条—第 32 条)</p> |
| <p>第 10 章 監査及び点検の実施 (第 34 条—第 36 条)</p> | <p>第 10 章 雑則 (第 33 条)</p> |
| <p>第 11 章 雑則 (第 37 条)</p> | <p>附則</p> |
| <p>附則 (趣旨)</p> | <p>附則 (趣旨)</p> |
| <p>第 1 条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。) 並びに四街道市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 5 年条例第 1 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。) 並びに四街道市議会の個人情報保護条例 (令和 5 年条例第 16 号。以下「議会個人情報保護条例」という。) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。) 並びに四街道市議会の個人情報保護に関する条例 (令和 5 年条例第 16 号。以下「議会個人情報保護条例」という。) 並びに四街道市議会の個人情報保護に関する条例 (令和 5 年条例第 16 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)</p> | <p>第 1 条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。) 並びに四街道市議会の個人情報保護に関する条例 (令和 5 年条例第 16 号。以下「議会個人情報保護条例」という。)</p> |

例」という。)、四街道市議会の個人情報保護に関する条例 (令和5年条例第16号。以下「議会個人情報保護条例」という。)及び四街道市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第42号。以下「番号法施行条例」という。)の規定に基づき、個人情報保護法及び番号法並びに個人情報保護法施行条例、議会個人情報保護条例及び番号法施行条例を適切に運用するため、市が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総括個人情報保護管理者)

第3条 市に総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を置き、副市長の職にある者をもってこれに充てる。

2 (略)

(特定個人情報保護事務取扱担当者)

第7条 課等に特定個人情報事務取扱担当者(以下「事務取扱担当者」という。)を置き、課等保護管理者がその所属する職員のうちから指名する者をもってこれに充てる。

2 事務取扱担当者は、課等保護管理者を補佐し、課等における特定個人情報に関する事務の取扱いを担当する。

第8条～第10条 (略)

(教育研修)

第11条 (略)

2～4 (略)

5 総括保護管理者は、教育研修を行うに当たり、保有個人情報に關す

という。)の規定に基づき、個人情報保護法及び番号法並びに議会個人情報保護条例を適切に運用するため、市が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総括個人情報保護管理者)

第3条 市に総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を置き、総務部長の職にある者をもってこれに充てる。

2 (略)

第7条～第9条 (略)

(教育研修)

第10条 (略)

2～4 (略)

る研修計画を策定し、研修計画に基づき教育研修を実施する。

6 (略)

第12条～第14条 (略)

(媒体の管理)

第16条 職員は、課等保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管等をするとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

2 保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合は、原則として、施錠できる搬送容器を使用し、又はパスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送信等の防止)

第17条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付若しくは誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第18条 (略)

5 (略)

第11条～第13条 (略)

(入力情報の照合等)

第14条 課等保護管理者は、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合は、当該保有個人情報の重要度に応じ、入力情報の照合等を行わなければならない。

(媒体の管理)

第16条 職員は、課等保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管等をしなければならない。

(廃棄等)

第17条 (略)

2. 保有個人情報の消去又は保有個人情報記録されている媒体の廃棄を委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

第19条 (略)

(外的環境の把握)

第20条 課等保護管理者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第21条～第25条 (略)

第6章 保有個人情報を取り扱う情報システム等における安全の確保等

(安全の確保等)

第26条 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける安全の確保等に関しては、四街道市情報セキュリティポリシーに準ずる。

第18条 (略)

第19条～第23条 (略)

第6章 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける安全の確保等

(安全の確保等)

第24条 保有個人情報を取り扱う情報システムを運用管理する部等における部等保護管理者は、当該情報システムにおける安全を確保するため、保有個人情報の秘匿性等の内容に応じて、必要な措置を講ずる。
2. 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける端末を利用する課等における課等保護管理者は、当該情報システムの端末における安全を確保するため、必要な措置を講ずる。
3. 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける端末を利用する職員は、課等保護管理者の指示に従い、当該情報システムにおける端末の管理について必要な措置を行わなければならない。

(情報システム室等の安全管理)

第27条 保有個人情報を取り扱う情報システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室等の安全管理に関しては、四街道市情報セキュリティポリシーに準ずる。

(保有個人情報等の提供)

第28条 (略)

2～4 (略)

5 保有個人情報を提供する場合は、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第29条 保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合は、当該委託契約を担当する職員は、契約書に次に掲げる事項を明示するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項及び保有個人情報に特定個人情報の検査に当たる場合は、番号法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについてあらかじめ書面で確認するものとし、委託を受ける者の選定に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の

(情報システム室等の安全管理)

第25条 情報推進課長は、災害及び外部からの不正な侵入に備え、保有個人情報を取り扱う情報システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）の安全管理について、必要な措置を講ずる。

2 情報推進課長は、情報システム室等への入退室を管理するため、必要な措置を講ずる。

(保有個人情報等の提供)

第26条 (略)

2～4 (略)

(業務の委託等)

第27条 保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合は、当該委託契約を担当する職員は、契約書に次に掲げる事項を明示するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとし、委託を受ける者の選定に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持等の義務

| | |
|--|---|
| <p>禁止等の義務</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 個人情報の安全管理措置に関する事項</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他の必要な事項</p> <p>(8) 契約内容の遵守状況についての報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）</p> <p>2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。</p> <p>3 職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を外部に委託する場合は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、定期的又は随時に、委託先に報告書の提出を求め、その報告書を確認し、必要に応じて実地検査により確認するものとする。</p> <p>ただし、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に限らず確認するものとする。</p> <p>4 職員は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部が再委託される場合は、再委託先において取り扱う保有個人</p> | <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 前各号に違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項</p> <p>2 職員は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合は、委託先において、番号法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。</p> <p>3 職員は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合は、委託を受けた者において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。</p> <p>4 職員は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託を受けた者が再委託する場合は、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特</p> |
|--|---|

情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断し、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。

5 職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第8章 サイバーセキュリティの確保

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第30条 保有個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律104号）第26条第1項第2号に規定するサイバーセキュリティに関する対策の基準、四街道市情報セキュリティポリシー等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第9章 (略)

第31条 (略)

(公表等)

第32条 市長は、保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡、当該事案の内容、経緯、被害状況等についての個人情報保護委員会への情報提供等の措置を講ずる。

定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。

第8章 (略)

第28条 (略)

(公表等)

第29条 市長は、保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、事案の内容等に応じて、事実及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずる。

| | |
|---|---|
| <p><u>(個人情報保護法に基づく報告及び通知)</u></p> <p>第33条 <u>課等保護管理者は、漏えい等が生じた場合であって、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときは、前条の規定に基づき措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。</u></p> | <p>第9章 (略)</p> <p>(監査)</p> <p>第30条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から第8章までに規定する措置の状況を含む市における保有個人情報の管理の状況について、定期的又は必要に応じ監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> |
| <p>第10章 (略)</p> <p>(監査)</p> <p>第34条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む市における保有個人情報の管理の状況について、定期的又は必要に応じ監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。</p> | <p>2 (略)</p> <p>第31条・第32条 (略)</p> <p>第10章 (略)</p> <p>第33条 (略)</p> |

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

○四街道市保有個人情報保護管理規程

平成27年12月24日

訓令第6号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第10条）
- 第3章 教育研修（第11条）
- 第4章 職員の責務（第12条）
- 第5章 保有個人情報の取扱い（第13条—第25条）
- 第6章 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける安全の確保等（第26条・第27条）
- 第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等（第28条・第29条）
- 第8章 サイバーセキュリティの確保（第30条）
- 第9章 安全管理上の問題への対応（第31条—第33条）
- 第10章 監査及び点検の実施（第34条—第36条）（第条）
- 第11章 雑則（第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）並びに四街道市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第16号。以下「議会個人情報保護条例」という。）の規定に基づき、個人情報保護法及び番号法並びに議会個人情報保護条例を適切に運用するため、市が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の適正な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平31訓令2・令5訓令1・一部改正）

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部等 四街道市行政組織条例（昭和55年条例第15号）第1条に規定する部及び職、会計課、議会事務局、教育部、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業

委員会事務局、上下水道部並びに消防本部をいう。

(2) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で事務処理を行うものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この訓令で使用する用語の意義は、個人情報保護法及び番号法並びに議会個人情報保護条例の例による。

(平 2 8 訓令 6 ・ 令 5 訓令 1 ・ 一部改正)

第 2 章 管理体制

(総括個人情報保護管理者)

第 3 条 市に総括個人情報保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、副市長の職にある者をもってこれに充てる。

2 総括保護管理者は、市の職員に対する保有個人情報の管理に関する事務の指導監督等を行うとともに、市における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(部等個人情報保護管理者)

第 4 条 部等に部等個人情報保護管理者（以下「部等保護管理者」という。）を置き、当該部等の長の職にある者をもってこれに充てる。

2 部等保護管理者は、総括保護管理者の指示に従い、部等における保有個人情報の管理に関する事務の運営につき監督する。

(課等個人情報保護管理者)

第 5 条 別表に掲げる課等（以下「課等」という。）に課等個人情報保護管理者（以下「課等保護管理者」という。）を置き、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

2 別表に掲げるところにより、課等保護管理者は、所属する部等の部等保護管理者の指示に従い、課等における保有個人情報の適切な管理を確保する事務を行う。

3 課等保護管理者は、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合にあっては、当該情報システムの管理者と連携して事務を行う。

(個人情報保護担当者)

第 6 条 課等に個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置き、課等保護管理者がその所属する職員のうちから指名する者をもってこれに充てる。

2 保護担当者は、課等保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(特定個人情報保護事務取扱担当者)

第 7 条 課等に特定個人情報事務取扱担当者（以下「事務取扱担当者」という。）を置

き、課等保護管理者がその所属する職員のうちから指名する者をもってこれに充てる。

- 2 事務取扱担当者は、課等保護管理者を補佐し、課等における特定個人情報に関する事務の取扱いを担当する。

(個人情報保護監査責任者)

第8条 市に個人情報保護監査責任者(以下「監査責任者」という。)を置き、総務部長の職にある者をもってこれに充てる。

- 2 監査責任者は、市における保有個人情報の管理の状況について監査する。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

第9条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を置くものとする。

(管理協力義務)

第10条 総括保護管理者は、四街道市情報セキュリティポリシー(平成16年2月4日制定)を総括する部等における部等保護管理者(以下「情報総括管理者」という。)と保有個人情報の管理に関し、互いに協力をしなければならない。

第3章 教育研修

(教育研修)

第11条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者は、情報総括管理者と協働し、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関し、必要な教育研修を行う。
- 3 総括保護管理者は、課等保護管理者及び保護担当者に対し、課等の現場における保有個人情報の適切な管理のために必要な教育研修を行う。
- 4 総括保護管理者は、必要があると認めるときは、前3項に規定する教育研修を行うに当たって、部等保護管理者に行わせることができる。
- 5 総括保護管理者は、教育研修を行うに当たり、保有個人情報に関する研修計画を策定し、研修計画に基づき教育研修を実施する。
- 6 課等保護管理者は、課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者又は部等保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第 4 章 職員の責務

(職員の責務)

第12条 職員は、個人情報保護法及び番号法並びに議会個人情報保護条例の趣旨に則り、関係法令及びこの訓令の定め並びに総括保護管理者、部等保護管理者、課等保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(令 5 訓令 1 ・ 一部改正)

第 5 章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第13条 課等保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等の内容に応じて、当該保有個人情報のアクセス権限を有する職員及びその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で、保有個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第14条 課等保護管理者は、次に掲げる行為について、保有個人情報の秘匿性等の内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定するものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) 前 3 号に掲げるもののほか保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 職員は、前項各号に掲げる行為については、課等保護管理者の指示に従い、行わなければならない。

(誤りの訂正等)

第15条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、課等保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理)

第16条 職員は、課等保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管等をするとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

2 保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合は、原則とし

て、施錠できる搬送容器を使用し、又はパスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

（誤送信等の防止）

第17条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付若しくは誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務及び事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄等）

第18条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、課等保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合は、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（保有個人情報の取扱状況の把握等）

第19条 課等保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等の内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況を把握するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 課等保護管理者は、特定個人情報ファイルの利用及び保管等の取扱状況を確認する手段を整備する。

3 デジタル推進課長は、情報システムにおける特定個人情報等（個人番号及び特定個人情報をいう。以下同じ。）の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

（令5 訓令8・一部改正）

（外的環境の把握）

第20条 課等保護管理者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人番号の利用の制限）

第21条 課等保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第22条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第23条 職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集又は保管の制限)

第24条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(取扱区域)

第25条 課等保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第6章 保有個人情報を取り扱う情報システム等における安全の確保等

(安全の確保等)

第26条 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける安全の確保等に関しては、四街道市情報セキュリティポリシーに準ずる。

(情報システム室等の安全管理)

第27条 保有個人情報を取り扱う情報システムの基幹的なサーバ等の機器を設置する室等の安全管理に関しては、四街道市情報セキュリティポリシーに準ずる。

(令5訓令8・一部改正)

第7章 保有個人情報等の提供及び業務の委託等

(保有個人情報等の提供)

第28条 課等保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第4号又は議会個人情報保護条例第12条第2項第4号の規定により保有個人情報を提供する場合は、原則として、保有個人情報の提供を受ける者と提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 課等保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第4号又は議会個人情報保護条例第12条第2項第4号の規定により保有個人情報を提供する場合は、保有個人情報の提供を受ける者に対し、安全確保の措置を要求し、必要があると認めるときは、実地の調査等を行い、措置状況を確認し、その結果を記録するとともに改善要求等の措置を講ずるものとする。

- 3 課等保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号又は議会個人情報保護条例第12条第2項第3号の規定により他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する例による。
- 4 課等保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。
- 5 保有個人情報を提供する場合は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部若しくは一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

(令5訓令1・一部改正)

(業務の委託等)

第29条 保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合は、当該委託契約を担当する職員は、契約書に次に掲げる事項を明示するとともに、委託先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項及び保有個人情報に特定個人情報が含まれる場合は、番号法に基づき市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについてあらかじめ書面で確認するものとし、委託を受ける者の選定に関し、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
 - (2) 再委託の制限又は条件に関する事項
 - (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - (5) 個人情報の漏えい等の発生時における対応に関する事項
 - (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - (8) 契約内容の遵守状況についての報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
 - 3 職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部を外部に委託する場合は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に応じて、作業の管理体制

及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、定期的又は随時に、委託先に報告書の提出を求め、その報告書を確認し、必要に応じて実地検査により確認するものとする。ただし、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容、量等に限らず確認するものとする。

- 4 職員は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務の全部又は一部が再委託される場合は、再委託先において取り扱う保有個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断し、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。
- 5 職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第8章 サイバーセキュリティの確保

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第30条 保有個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に規定するサイバーセキュリティに関する対策の基準、四街道市情報セキュリティポリシー等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第31条 保有個人情報の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員が規程に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する課等保護管理者に報告するものとする。

- 2 課等保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜く等、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 課等保護管理者は、第1項の規定による報告を受けた場合は、事案の発生した経緯、

被害状況等を調査し、部等保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに部等保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

- 4 部等保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合は、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括保護管理者に報告するものとする。
- 5 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合は、事案の内容等に応じ、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告するものとする。
- 6 部等保護管理者及び課等保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第32条 市長は、保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡、当該事案の内容、経緯、被害状況等についての個人情報保護委員会への情報提供等の措置を講ずる。

(個人情報保護法に基づく報告及び通知)

第33条 課等保護管理者は、漏えい等が生じた場合であつて、個人情報保護法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要するときには、前条の規定に基づく措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第34条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに規定する措置の状況を含む市における保有個人情報の管理の状況について、定期的又は必要に応じ監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

- 2 監査責任者は、前項の監査を行うに当たっては、部等の長に監査を行わせることができる。

(点検)

第35条 課等保護管理者は、各課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について所要の点検を行い、必要があると認める場合は、その結果を部等保護管理者に報告する。

- 2 部等保護管理者は、前項の点検の結果について必要があると認める場合は、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し等)

第36条 総括保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認める場合は、その見直し等の措置を講ずる。

第11章 雑則

(補則)

第37条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第6号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年訓令第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年訓令第1号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年訓令第8号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第5条第1項、第2項)

(平28訓令6・平29訓令1・令元訓令4・令5訓令1・令5訓令8・一部改正)

| 所属する部等 | 課等 | 課等保護管理者 |
|--------|-------|---------|
| 危機管理監 | 危機管理室 | 危機管理室長 |
| 経営企画部 | 政策推進課 | 政策推進課長 |
| | 秘書課 | 秘書課長 |
| | 財政課 | 財政課長 |
| | 管財課 | 管財課長 |

| | | |
|---------|-----------|-------------|
| | 契約課 | 契約課長 |
| | デジタル推進課 | デジタル推進課長 |
| 総務部 | 総務課 | 総務課長 |
| | 人事課 | 人事課長 |
| | 課税課 | 課税課長 |
| | 収税課 | 収税課長 |
| | 窓口サービス課 | 窓口サービス課長 |
| | | |
| 地域共創部 | みんなで課 | みんなで課長 |
| | くらし安全交通課 | くらし安全交通課長 |
| | 産業振興課 | 産業振興課長 |
| 福祉サービス部 | 社会福祉課 | 社会福祉課長 |
| | 高齢者支援課 | 高齢者支援課長 |
| | 障がい者支援課 | 障がい者支援課長 |
| 健康こども部 | 子育て支援課 | 子育て支援課長 |
| | 保育課 | 保育課長 |
| | 健康増進課 | 健康増進課長 |
| | 国保年金課 | 国保年金課長 |
| 環境部 | 環境政策課 | 環境政策課長 |
| | 廃棄物対策課 | 廃棄物対策課長 |
| | クリーンセンター | クリーンセンター長 |
| 都市部 | 都市計画課 | 都市計画課長 |
| | 土木課 | 土木課長 |
| | 市街地整備課 | 市街地整備課長 |
| | 建築課 | 建築課長 |
| 会計課 | 会計課 | 会計課長 |
| 議会事務局 | 議会事務局 | 議会事務局次長 |
| 教育部 | 教育総務課 | 教育総務課長 |
| | 学務課 | 学務課長 |
| | 指導課 | 指導課長 |
| | 社会教育課 | 社会教育課長 |
| | 文化・スポーツ課 | 文化・スポーツ課長 |
| | 青少年育成センター | 青少年育成センター所長 |

| | | |
|------------|------------|-------------|
| 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局長 |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局 | 監査委員事務局長 |
| 農業委員会事務局 | 農業委員会事務局 | 農業委員会事務局長 |
| 上下水道部 | 経営業務課 | 経営業務課長 |
| | 水道課 | 水道課長 |
| | 下水道課 | 下水道課長 |
| 消防本部 | 総務課 | 総務課長 |
| | 予防課 | 予防課長 |
| | 警防課 | 警防課長 |
| | 四街道市消防署 | 四街道市消防署長 |